



外国通貨取引の為替差損益に係る最高裁の判断 ～「収入すべき金額」は外国通貨等の取得時の円換算額～

外国通貨取引の為替差損益に係る課税については、明文の規定はありませんが、課税実務では為替差益は所得として認識されていきました（質疑応答事例「保有する外国通貨を他の外国通貨に交換した場合の為替差損益の取扱い」等）。今回は、その課税関係について判断を示した最高裁の判決をご紹介します。

（令和8年6月16日最高裁・棄却・確定・TAINSコード：Z888-2920）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

納税者（上告人）は、外国（スイス連邦）の金融機関に自己の資産の運用を一任していたところ、上記運用の一環として、運用対象資産に属する外国通貨によって他の種類の外国通貨や外国通貨建ての有価証券を取得する取引（本件各取引）が行われました。この事案は、納税者が、本件各取引からは雑所得は生じないこと的前提で所得税等の確定申告をしたところ、渋谷税務署長から、本件各取引により為替差損益に係る雑所得が生じているとして、平成26年分及び平成27年分の所得税等の各更正処分等を受けたため、その取消しを求めるものです。第一審（令和4年8月31日東京地裁・Z272-13749）及び控訴審（令和5年5月24日東京高裁・Z273-13852）は、納税者の請求を棄却しました。

<裁判所の判断>

最高裁では、「収入すべき金額」について次のとおり判断して、上告人の請求を棄却しました。

- ① 所得税法は、所得を外部からの経済的価値の流入という収入の形態で捉え、原則として、収入の形態で実現した利得のみを課税の対象とするとともに（所得税法36条1項参照）、収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、同権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前を採用しているものと解される（最高裁昭和53年2月24日第二小法廷判決参照）。
- ② そして、所得税法は、所得の把握についても本邦通貨の額面価格の単位を基準に行うことを予定しているものというべきである。
- ③ 以上を踏まえると、ある外国通貨により他の種類の外国通貨又は同一の外国通貨建ての有価証券を取得する取引が行われた場合、変動する外国為替の売買相場の下で本邦通貨との関係において変動していたある外国通貨の経済的価値が、上記取引により他の種類の外国通貨又は有価証券の経済的価値をもって固定化され、他の種類の外国通貨又は有価証券の経済的価値が流入することによって、ある外国通貨の取得時の経済的価値を上回る部分が実現した利得となるとともに、上記取引時に他の種類の外国通貨又は上記有価証券に係る権利が収入の原因となる権利として確定することから、その時点における他の種類の外国通貨の金額又は有価証券の価額の円換算額（所得税法57条の3第1項参照）を同法36条1項にいう「収入すべき金額」とすべきこととなる。
- ④ そうすると、居住者が、外国通貨により他の種類の外国通貨又は同一の外国通貨建ての有価証券を取得する取引を行った場合、上記取引を行った日の属する年分の所得の金額の計算上、上記取引時における他の種類の外国通貨の金額又は有価証券の価額の円換算額が「収入すべき金額」となると解するのが相当である。そして、上記円換算額から支払に用いた外国通貨を得るのに要した金額等を控除した金額が、上記取引に係る所得の金額となるというべきである。
- ⑤ 以上によれば、上告人には平成26年及び平成27年において本件各取引により為替差益に係る所得が生じているとした原審の判断は、結論において是認することができる。
- ⑥ なお、裁判官林道晴、同渡辺恵理子、同石兼公博の各補足意見がある。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判5頁）が必要な方は、2,500円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。